

寄付金取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）が供与を受ける寄付金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 寄付金 全剣連が寄付者（全剣連の会員を含む。以下同じ。）から無償で供与を受ける金銭その他の資産（会計規則第2条第8号に規定する金銭を含む同条第1号に規定する積極財産たる資産をいう。以下同じ。）
- ② 一般寄付金 前号に規定する寄付金であって、広く一般社会に対して常時行う募金活動によるもの
- ③ 特定寄付金 第1号に規定する寄付金であって、広く一般社会に対してその用途、募集期間等を特定して行う募金活動によるもの
- ④ 特別寄付金 第1号に規定する寄付金であって、第2号及び第3号に規定する以外のもの

(一般寄付金)

第3条 全剣連の会長（以下「会長」という。）は、一般寄付金の募集を常時行う。

- 2 前項の場合において、各事業年度に供与を受けた一般寄付金総額の5割以上の額は、定款第4条に規定する事業に使用するものとする。

(特定寄付金)

第4条 会長は、特定寄付金を募集する場合には、理事会に対し、当該特定寄付金の募金見込額、用途、募集期間、募集理由その他の必要な事項を記載した書面（以下「募金目論見書」という）を提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、供与を受けた特定寄付金総額から適正な募集経費を控除した残額は、定款第4条に規定する事業の全部又は一部に使用するものとする。当該適正な募集経費は、前項の募金見込額の1割以内の金額としなければならない。
- 3 第1項の場合において、会長は、募金対象者に対し、事前に募金目論見書を交付するものとする。ただし、全剣連のホームページ等にこれを公開した場合において、これに賛同した募金対象者が当該特定寄付金を供与するときは、当該募金対象者に対し、当該供与後にこれを交付することができる。
- 4 会長は、特定寄付金の募集期間が終了した場合には、寄付者に対し、速やかに当該特定寄付金の合計額、用途予定その他必要な事項を記載した書面を交付するものとする。ただし、全剣連のホームページ等にこれを公開した場合は、この限りでな

い。

- 5 会長は、特定寄付金の支出を了した場合には、寄付者に対し、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出の効果等を記載した書面報告書を交付するものとする。ただし、全剣連のホームページ等にこれを公開した場合は、この限りでない。

(特別寄付金)

第5条 会長は、常時、特別寄付金の供与を受けることができる。ただし、次の各号に該当する場合又はこれに該当するおそれがあると認める場合には、この限りでない。

- ① 当該特別寄付金の供与によって寄付者（国、地方公共団体、公益法人及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に規定する者を除く。）が特別の利益を受ける場合
 - ② 当該特別寄付金の供与によって寄付者が不当に税の軽減を得る場合
 - ③ 当該特別寄付金の供与によって全剣連に著しい経済的負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、全剣連の事業の遂行上支障があると認められる場合又は当該特別寄付金の供与が社会通念上不適当と認められる場合
- 2 前項ただし書に該当しない場合であっても、特別寄付金の寄付者が使途、管理運用等について条件を付したときは、会長は、当該特別寄付金の供与を受けるに先立ち、理事会の承認を求めなければならない。

(領収証)

第6条 会長は、第2条第2号から第3号までに規定する寄付金（以下「全剣連寄付金」という。）の供与を受けたときは、寄付者に対し、遅滞なく領収証に交付しなければならない。当該領収証には、全剣連の定款第4条に規定する事業に関連する寄付金である旨明記するものとする。

(免税募金)

第7条 会長は、寄付者が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の免税募金（以下「免税募金」という）として全剣連に対する寄付金を申し出た場合において、当該寄付金の使途が次の各号のいずれかの事業及び取扱いであるときは、これを免税募金とする手続をすることができる。

- 1) 全剣連の基本財産増額に要する資金。ただし、1500万円を限度とし、事業年度別に分割して調達することを原則とする。
- 2) 全剣連の体育施設等取得に要する資金。ただし、当該体育施設等の建築及び土地購入に要する経費（維持経費は除く。）とする。
- 3) スポーツ振興事業に要する資金。
- 4) 募金事務費で当該寄付金募集総額の10%以内の額。
- 5) 日体協の加盟団体規程に基づく公認会計士の監査報酬。

2 会長は、前項に規定する免税募金の手続をする場合には、日体協の「免税募金の手引（加盟団体申請用）」に従い、当該手続及び経理処理を実施するものとする。

（情報公開）

第8条 第2条に規定する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、全剣連の事務所に関係書類を備え置き、一般の閲覧等に供するものとする。

（個人情報保護）

第9条 全剣連寄付金の寄付者の個人情報については、定款第68条第1項及び理事会において別に定めるところに従い、適正に取り扱わなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。